

平成17年西東京市教育委員会第10回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年10月25日(火)
開会 午後2時01分 閉会 午後2時51分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹尾 格
委員長職務代理者 大後 みき子
委 員 角田 富美子
教 育 長 宮崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男
学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明
指 導 課 長 大町 洋
統 括 指 導 主 事 中村 豊
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井 清美
指導課教職員指導係係長 飯島 伸一
教育庶務課庶務係主査 大和田 順子
指導課教職員指導係主事 佐野 剛
- 7 傍聴人 0人

平成17年西東京市教育委員会第10回定例会議事日程

日 時 平成17年10月25日（火） 午後2時から

場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 議案第53号 平成17年度西東京市教育委員会表彰について
- 第3 議案第54号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
- 第4 議案第55号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について
- 第5 報告事項 (1) 第3回定例議会報告について
〔学校教育部長、生涯学習部長〕
- (2) 西東京市学校情報セキュリティポリシーの策定について
〔学校教育部長〕
- 第6 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 17 年第 10 回定例会
(10 月 25 日)

午後 2 時 0 1 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成17年西東京市教育委員会第10回定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第53号 平成17年度西東京市教育委員会表彰について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第53号 平成17年度西東京市教育委員会表彰について、の提案理由を御説明申し上げます。

平成17年度西東京市教育委員会につきましては、昨年より体育関係部門と学校教育・文化活動部門を別の日程で表彰しております。本年も、体育関係部門の表彰につきましては、7月26日の第7回定例会において可決され、8月21日(日曜日)に西東京市の総合体育大会の開会式の当日に表彰を終えたところでございます。今回は学校教育・文化活動に寄与した方に対して表彰を行うものでございます。ただし、お一人だけ体育関係部門の方がいらっしゃると思いますが、この方につきましては、今回の学校関係の被表彰者と一緒に御審議していただきたいと思っております。その方を含めると、全員で23人と1団体の24件表彰をいたしたいと存じます。

それでは、A3判の資料をお開きくださいませ。 よろしゅうございますか。

1番から10番まででございますが、まず、1番から10番の中で1番から3番、これにつきましては表彰規則で第4条1項2号ということで、1番から3番までは学校医として、4番から10番までは学校歯科医として、10年から34年間と期間は個人によって差はございますが、多年にわたって教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であった方でございます。

次に、11番から12番の方でございますが、表彰規則の第4条2項、審査基準第4(1)の(ア)ということでございます。11番の多々良征四郎先生でございますが、田無市立柳沢小学校校長として3年間、けやき小学校校長を4年間在職し、柳沢小学校校長在職中は、平成9年度から2年間、旧文部省の委嘱を受け、スクールカウンセラー活用委託研究事業で成果を上げるなど、研究に対する意識を高めました。けやき小学校校長在職中は、シックスクールへの対応に尽力し、シックスクール対策委員としての参加を通して保護者の不安を取り除くことに努められました。次の12番の柴山宣久先生でございますが、中原小学校校長として4年間、東伏見小学校校長として3年間、住吉小学校校長として5年間学校経営に携わり、12年間お務めくださいました。確固たる教育理念のもと、校内の研究活動を活性化させ、平成11年、12年には、旧文部省の委嘱を受け、スクールカウンセラー活用委託研究事業で成果を上げるなど、教育活動の充実を図っていただきました。

次に、13番から20番まででございます。これは児童・生徒の表彰ということになります。表彰規則第2条3項3号でございます。20番は団体表彰となります。この3号というのは、ちょっとお読みしますと、「公の競技会又はコンクール等に参加し、著しい成果(全

国大会において優勝・準優勝・3位、関東大会・東京都大会において優勝・準優勝)をあげ他の児童・生徒の模範となる行為をした個人又は団体」ということでございます。そして、個人の部では、13番の森園政崇君、谷戸小学校4年生、チビリンピック卓球高学年の部優勝、全日本選手権大会カブの部優勝、カブというのは10歳以下の部のようです。それから三浦由美子さん上向台小学校5年生、全日本卓球選手権大会カデット これは女子中学1年生以下の部だそうです の東京都代表選考会優勝です。次が、今度はダブルスになりますが、小橋 霞さん、森 千菜未さん、住吉小学校6年生、平成16年全国小学生バドミントン選手権大会東京都大会6年女子ダブルスで優勝いたしました。次の麻生真以子さん、大平聖花さん、住吉小学校5年生、平成16年全国小学生バドミントン選手権大会東京都大会5年女子ダブルスで優勝いたしました。19番の森 瑞希さん、住吉小学校4年生です。平成16年全国小学生バドミントン選手権大会東京都大会4年女子ダブルス優勝ということでございます。20番、ひばりが丘中学校吹奏楽部、これは団体、50名の部員だというふうになっております。東京都中学校吹奏楽部コンクール銀賞、平成16年、17年、ともに2年間銀賞を受賞しているようでございます。

次に、21番、22番、表彰規則第4条1項3号でございます。社会教育課の高島緑雄様です。保谷市文化財保護委員を23年4カ月、西東京市文化財保護審議会委員を4年間、通算27年4カ月お務めくださいました。また、保谷公民館の米澤千鶴様、公民館運営審議会委員を4期、通算6年9カ月お務めくださいました。

次に、23番、表彰規則第3条3項5号でございます。住吉小学校の開校(昭和59年)以来20年以上にわたり、毎朝通学路に立ち、ボランティアで旗を振ってくださっております。おかげで事故なく今日に至っております。そして、交通安全だけではなく、児童の心理的变化をいち早く把握してございまして、学校へ情報提供をし、おかげで生活指導面で早期対応ができ、学校としても大変助かっていると。現在、青少年育成会「わかば」の運営委員、また、保谷高等学校の運営連絡協議会の委員でもございます。ここで見ますと75歳ぐらいにおなりになるのでございましょうか、だから55歳ぐらいからずっとやったださっていることになります。本当にありがたいと思います。

次、最後でございますが、24番のスポーツ振興課の鶴田勝彦様、スポーツ振興審議会委員として9年3カ月にわたりスポーツの振興に貢献し、スポーツ行政に関する功績は顕著でございました。

今回、以上、個人、団体を含めまして24件を表彰したいと存じます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 補足説明はありますか。 ありませんか。

説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 表彰者について云々するものではありませんが、この「理由」の中に10年だというのと34年間といろいろあります。通算7年とか12年とか、この「多年にわたって」という多年には何か年数があるのか、それとも、功績をというならば、こういう功績があったんだなというのはわかるんですが、このあたりをちょっと御説明いただきたいと思います。

二谷教育庶務課長 それでは、私の方から御説明をさせていただきます。

御指摘がございましたように10年であったり7年であったりということなのですが、実は、私ども、表彰を審査するに当たりまして、教育委員会事務局といたしまして、一定の基準のもとにこの選出を行わせていただいているということがございます。

それで、ただいま御指摘のございましたその年数なんですけれども、例えば校長先生、それから副校長先生につきましては、校長先生の場合は3年以上ということで退職されたということ、それから副校長先生の場合は5年以上ということで、これを一つの目安として基準を設けさせていただきました。学校の先生につきましてはそういうことでございます。

それから、学校医の関係ですけれども、学校医、それから歯科医、薬剤師、こちらの方ににつきましては、長年にわたってやっていただいているということもございまして、一つの目安として10年以上ということで実は基準を設けまして、10年以上在職された方で、今回残念ながら退職をされている方を表彰させていただいているということでございます。

それから、もう1点ございます。例えば審議会委員ですとか文化財保護委員ですけれどもこちらは、一つの目安として6年以上ということで実は基準を設けております。それで、それを一つの目安として表彰させていただいているということがございまして、それぞれ職によって年数が違うんですけれども、そういう一つの基準のもとに私どもとしては表彰の審査をお願いしたいということでございます。

ちなみに、いずれの方につきましても、今申し上げた方々につきましては、退職をされたときに表彰させていただいているということで、10年の方もいらっしゃるし34年の方もいらっしゃるということでございます。

私の方からは以上でございます。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。

角田委員 はい、結構です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

大後委員 今のお話と関連するんですけれども、学校医や学校歯科医の先生方の期間なんです、平成17年の3月31日でおやめになったという方が10人いらっしゃるんですが、これは、一斉に更改の時期に当たったとか、そういうことがあるんでしょうか。

富田学務課長 はい、そのとおりでございます。

竹尾委員長 よろしいですか。

大後委員 はい。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第53号 平成17年度西東京市教育委員会表彰について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 議案第54号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改

正する規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第54号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、の提案理由について御説明を申し上げます。

本案につきましては、一部地域の通学区域における住居表示に変更がありまして、それに伴う規定の整備などが必要となりました。そのため、規則の一部改正につきまして御審議をいただくものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より説明いたさせます。

私の方からは以上でございます。

村野学校教育部長 それでは、議案第54号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部改正について、教育長に補足して御説明をいたします。

本規則の一部改正の趣旨でございますが、まず1点目といたしまして、谷戸小学校と中原小学校の学区域の一部を変更するものであります。西東京市立学校の通学区域につきましては、合併時の平成13年1月21日にほぼ現行の区域が設定されたところであります。その時点では、谷戸町2丁目の全域は谷戸小学校の通学区域でありました。しかし、その後、この谷戸町2丁目にありました工場の一部が移転し、宅地化したことにより児童数が増加したため、平成15年11月の改正によりまして、その一部、いわゆる谷戸町2丁目でございますが、この一部を図面上に設定した住居表示をもとに中原小学校の学区域といたしました。しかしながら、このたび街区内の取りつけ道路が確定し、実際の住宅が建設されるに至り、図面上での住居表示と実際の住居表示が異なることとなったため、今回改正をし、整合性を図ることといたしました。

次に、2点目の改正点でございますが、これは字句の整理でございます。住吉小学校及びげやき小学校の表記の一部を英数字から漢数字に改めるものであります。具体的には、住吉町何丁目あるいは芝久保町何丁目、この何々町何丁目ということにつきましては、実は固有名詞でありまして、漢数字を用いることになっていることから、該当する住吉小学校及びげやき小学校に用いられている英数字表記を改めるものであります。

なお、当該2校以外の学校につきましては、すべて漢数字となっているところでございます。

補足説明につきましては以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第54号 西東京市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第4 議案第55号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、及び議案第55号に関連があることから、日程第5 報告事項(2) 西東京市学校情報セキュリティポリシーの策定について、を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます

宮崎教育長 議案第55号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、の提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、先般、西東京市学校情報セキュリティポリシーを策定したことに伴いまして、学校職員の服務規程の1項目に学校情報セキュリティを遵守する条文を加えるため、一部改正を行うものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明いたします。

私の方からは以上でございます。

村野学校教育部長 議案第55号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、教育長に補足して御説明を申し上げます。

服務規程の一部改正につきましては、去る9月16日に、学校教育部管理職で構成されております西東京市教育委員会情報セキュリティ対策会議におきまして、西東京市学校情報セキュリティポリシーを策定いたしました。これに伴いまして、学校情報セキュリティ基本方針に示されております教育職員の責務を明確化したことにより、学校服務の一環といたしまして、情報セキュリティポリシーの重要性について常に認識を持たせ、このセキュリティポリシーを遵守させることを規定したものでございます。市長部局においても、既に平成14年7月に西東京市情報セキュリティポリシーを策定しており、服務規程におきましても同様に改正を行っているものでございます。

資料の新旧対照表をお願いいたします。左側が改正案、右側が現行でございます。規程の第10条の次に「情報セキュリティポリシーの遵守」の1条を追加した内容となっております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

引き続き、規程の改正に関連しております関係上、報告事項(2)西東京市学校情報セキュリティポリシーの策定について、を御報告させていただきます。

「西東京市学校情報セキュリティポリシーの制定について(報告)」の資料をお願いいたします。

まず、策定の目的と概略について御説明させていただきます。

策定の目的ですが、本年4月1日からの個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の施行に伴い、学校現場における個人情報の適切な取り扱いの確保を定めた内容となっております。市内の小中学校では、児童・生徒及び保護者の個人情報や学校運営上重要な情報等、多くの情報資産を蓄積、保有しております。これらの情報資産を守り、継続的かつ安全な学校運営を行うことを主たる目的として、平成17年9月16日の西東京市教育委員会セキュリティ対策会議を開催いたしまして、西東京市学校情報セキュリティポリシーを策定いたしました。既に、先ほど御説明いたしましたように、西東京市におきましては、西東京市情報セキュリティポリシーが平成17年に策定されているところとなっております。

続いて、ポリシーの概略でございますが、説明させていただきます。

お配りした資料に構成及び構成図を掲載させていただいていますが、今回策定したものは学校全体の情報セキュリティに関する基本方針、一番頂点の部分でございますが、この基本方針と、実際の運用上の基準となる対策基準、真ん中のところでございますが、この二つと

なっております。基本方針でございますが、一定の普遍性を備えた情報セキュリティの基本的な方針をうたっており、真ん中の対策基準でございますが、左側に何項目かございます。具体的には、目的、管理体制、情報資産の分類、情報資産への脅威に対する認識、人的セキュリティ対策、物理的なセキュリティ対策、技術的なセキュリティ対策及びセキュリティに対する定期的な監査、そして評価、見直し等の項目を設け、外部からの侵入、内部からの機密漏えいなどを防止するための対策としております。

なお、ポリシーの策定は、今回策定いたしました基本方針、対策基準のほかに、構成図の下段にあります各学校ごとに作成する利用時の手順、これを実施手順と呼んでおりますが、今後、この実施手順も西東京市セキュリティ対策委員会の承認を得て策定していく予定であります。この実施手順とは、具体的な操作や運用の対応を定めるものとなっております、例えばメールを発信するときの方法やネットワークを利用するときのパスワードの設定方法など、対策基準をさらに細かく具体的に記述したものとなります。

今後は、学校への周知徹底を図るとともに、学校教育職員や事務職員等へのセキュリティ教育の実施など、教育委員会全体として個人情報の適切な取り扱いに取り組んでいきたいと考えております。

補足説明につきましては以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。一括して質疑を受けます。

角田委員 この実施手順はどこで行われるんですか。

大町指導課長 実施手順は私どもが示して、実際には各学校が運用していくものでございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。

角田委員 各学校が行って、各学校でやるんですよね。それでいいんですか。

村野学校教育部長 課長から答弁がありましたように、策定は学校教育部内にあるセキュリティ対策会議、これは教育委員会の管理職で構成しております、ここでまず策定をするということになります。ここでは、基本的な各校に共通する実施手順が一つ、そしてもう一つは学校ごとにやはり体制が違いますので、例えば、先ほど物理的なセキュリティ対策というようなお話をしましたが、施設面もかなり違います。そういうことで、おのこの学校に応じた実施手順が必要かと思っておりますので、それを策定して、実施を具現化するのが学校現場であるというような概略でございます。

角田委員 はい、わかりました。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第55号 西東京市立学校職員服務規程の一部改正について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第5 報告事項(1)第3回定例議会報告について。

村野学校教育部長 それでは、9月定例会の主な質疑内容について、資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず、学校教育部関係でございますが、議員総数は33人いらっしゃいますが、そのうち20名から22問の質問をいただいております。その主なものについて御報告をさせていただきます。

1点目でございますが、いわゆる少人数学級関係の御質問です。

この少人数学級に関しては3名の議員さんから御質問をいただいております。若干内容については違いますが、おおむね西東京市としての今後の30人程度の学級への取り組みがどうなのかという御質問でございます。実は、8月にいわゆる有識者会議から中間報告がなされまして、30人学級の実現に向けての法的な整備を今後必要であろうという中間報告がなされました。具体的には、こちらに書かれております答弁欄の2行目でございますが、改正案では、学級編制権は学校に、学級定数の基準は都道府県から市町村に委譲される。仮に30人程度の少人数学級を実施する場合、問題点としては、教室数の確保、人件費の確保あるいは、さらに少子化が進行した場合の採用者の処遇の問題など、いろいろ、今後、市で採用した場合の問題点はありますが、何せ8月の22日に中間報告を受けたばかりで、詳細については承知していないので、今後明らかになった段階で総合的に判断をしていくということでございます。

次の2点目でございますが、「学校施設の適正配置と少人数学級への対応」及び「碧山小学校の普通教室不足への対応策」についてということでございます。

学校施設の適正配置、これは第一次行革、第二次行革につきましても提言をいただいているところでございまして、今後の少人数指導、少人数学級が実現された場合、あるいは特別支援教育、さまざまな新たな教育ニーズを想定して現在検討しているということで、既に教育委員会の内部におきまして検討組織を立ち上げたところでございます。

碧山小学校の普通教室不足でございますが、前回の定例会で御報告させていただきましたが、補正予算を今回組んでおります。この補正予算は、プレハブ校舎のリース料と教室の改修費などを計上しております。今回は図書室の改修で、そこに普通教室を2室確保するという改修内容でございます。普通教室を確保することとなるが、他の学校においても近い将来普通教室の不足が見込まれております。具体的には、旧三共の跡地の学区域にあります上向台小学校については、19年度以降、やはり普通教室が不足してくるという状況がございまして、当面は校舎の増築は考えていない。今後は適正配置計画検討の中で基本的な方向性を出していくという答弁でございます。

次に、3点目として、食育基本法が今年の6月に制定されましたが、これを受けて市内の公立学校ではどのような食育の指導を展開していくのかということでございますが、いわゆる学習指導要領に示されていることを遵守していくということなんです。今後の子どもの食をめぐり、現在さまざまな問題が提起されていると。朝食を抜きにした生活であったり、あるいは肥満傾向や生活習慣病の問題、不規則な食事、こういった問題点が指摘されているということで、食に関して、今後、家庭との連携を図りつつ指導をさらに充実していくということで、今後、文科省の方から具体的には示されるのかなと思っております。

次の裏のページをお願いいたします。中学校給食の問題についてでございますが、お二人の議員さんからいただいております。一つは完全給食の早期実現に、そして、もう1点は弁当外注方式についての御質問でございます。学校給食法に基づく学校給食の方法としては幾つかございますが、いずれにいたしましても、既存施設の大幅な改修等の大きな課題があります。さらに、財政事情を考えますと、「学校給食法に基づく給食の実現」というのは現段階では非常に厳しい状況にある。したがって、現在行っている弁当外注方式を今後ともさらに検証しながら検討していくということでございます。具体的には、今後、学校給食運営審議会への諮問をし、そこで議論をしていただく予定となっております。

次に、保谷中学校の建てかえについて4人の方から御質問をいただいております。

まず、環境悪化、あるいは保護者・周辺住民の意見をどのように反映するのかということと、現在、基本設計ができ上がっておりまして、これに対する近隣住民への配慮として設計の見直しを行わないのかという趣旨の御質問でありました。都市計画道路3・2・6号線の関係で建てかえになるわけでございますが、当該都市計画道路につきましては環境アセスはクリアしております。また、体育館沿いに植樹帯、これは、東京都の建設局の方に、極力騒音、振動等が影響しないような形での植樹帯について配慮していただきたいという要望を今後もしていくということです。また、保護者や近隣住民については誠意を持って対応しておりますが、何せ限られた財源の中でのことでございますので、できるものとできないものがあり、できるものについてはきちっと対応していきたいということでございます。工事中の騒音対策が非常に関心の的になっているところでございまして、これは、限られた財源ということではございますが、場合によっては財源の一部を教室の空調化に回せばということで、現在、そのことが可能か否か検討中であります。

なお、近隣住民からさまざまな形で日照問題などが問題提起ありますが、現段階では「教育環境の整備」という観点を優先して検討しているところでございます。

次に、今年の夏あたりから非常に社会問題化しているアスベストについてでございます。西東京市の学校施設では、東伏見小学校、柳沢小、三中、四中、保谷中に現在確認されております。東伏見小につきましては、夏休みに除去工事を行い、近隣住民等には一定の御理解をいただいているところでございます。他の4校につきましては、定期的に空気中の浮遊含有濃度調査を実施しながら安全性の確保を確認していきたいと考えております。

次に、ヒートアイランド対策としての緑のカーテンの取り組み状況という御質問ですが、いわゆる校舎南側に植物でカーテン状の日陰をつくるということでございますが、今までもいろんな御質問をいただいていたので、来年度あたり試行的に実施したいということを考えています。

次に、障害児の介助員の設置でございますが、既に制度設計半ばの状況にあります。現場といたしますが、関係者の意見を尊重してもらいたいという要望でございまして、本年10月に既に開催をいたしまして、30人以上の関係者の参加をいただいたと。これを踏まえてさらに制度設計を具体化していく予定でございます。

学力向上を図るための調査の公表でございますが、今まで西東京市におきましては各学校の正答率を公表してまいりましたが、今回、東京都で集計のやり直しをしているということ

でございます。一方では、各学校につきましては学力向上推進プランを既に策定しております。そんな関係から、この時点での公表が果たしてどういう意味を持つものかについて現在検討中であります。

次に、最後でございますが、学校施設の適正配置、ただいまの報告の中の冒頭に申し上げましたが、その関係で適正配置は現実に可能なかどうかということでございますが、PTあるいは市民参加をいただきながら二、三年の中で一定の方向性を示していく予定であります、ということです。

参考までに、その他の質問事項について列挙させていただきました。

私からは以上です。

名古屋生涯学習部長 それでは、続きまして、生涯学習部関係の9月議会におきます質疑内容の主なものにつきまして、8件ほど御報告させていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、スポーツ施設管理につきまして、文化・スポーツ振興財団を活用しまして、特例で2年間の制度導入を行うという方針決定をしたところですが、この2年間で問題・課題をどのように整理していくのか、また、その手法とスケジュールについて伺いたいといった質問の内容でございます。本件につきましては、方針が出たところでございますけれども、この2年間で、一市二制度の解消や利用料金制の検証など、各種課題等につきまして慎重に検討したいというふうに考えております。現在、諸課題等の抽出を行いまして、今年度中には解決すべき事項や、また、翌年度以降、この2年間で検証していく事項等に分類して、今後、課題解決に向けて検討していきたいと考えておりますといった内容であります。

2点目につきましては、総合型地域スポーツクラブの現状と課題についてといったことで、さきに協議会の方で経過等を御報告申し上げたところでございますけれども、この間、設立準備委員会等で準備作業を行っておりまして、先般、運営委員会に正式に移行しまして、本年度中にクラブの設立を行うといった内容でございます。今後の考え方につきましては、長期的には、市内の東西南北4地域にスポーツクラブを創設することを目標として掲げているといった内容でございます。

3点目でございますけれども、東伏見駅周辺への図書返却ボックス設置の進捗状況についてといったことで、かねてから再三にわたりまして御質問をいただいておりますが、この間準備を進めてまいりまして、10月から、東伏見駅の2階になりますけれども、改札口近くに返却ボックスを設置する予定ということで準備を進めてまいりました。今後の予定でございますけれども、東伏見駅に設置した利用状況等を見ながら、他の地域への設置がさらに必要であれば検討していきたいというふうに考えております。

4点目の公民館・図書館の事業運営形態の見直しや、公共施設使用料の適正化の検討が行革の中で掲げられておりますけれども、西東京市としての社会教育の位置づけ、基本的な考え方について問う、といった御質問内容でございますが、公民館・図書館につきましては、社会教育法などで教育機関として位置づけられておりますけれども、社会教育のための機関として今後使命を果たすよう創意工夫を行っているところでございます。また、平成16年度に策定いたしました教育プラン21の中でも掲げておりますけれども、今後ますます市民の

多様な学習要求が進むと思われまますので、公民館・図書館などの社会教育施設の整備については進めてまいりたいといった答弁内容でございます。

5点目についてでございますけれども、市民全体で成人式を祝う取り組みについてといったことで、御提案も含めてでございますが、この間、成人式は毎年度実施しているわけですが、本市としましては、成人式についての取り組みにつきましては、目的を踏まえましてどのような工夫ができるか、今後も引き続き検討していきたいといった答弁内容でございます。

6点目でございますけれども、スポーツ振興計画策定の進捗状況についてといったことで、この間の進捗状況についてという内容の御質問でございますが、この間、庁内職員によります計画策定委員会を2回ほど開催しております。また、市民公募を含みます計画策定懇談会も同時に開催しているところでございますけれども、本計画につきましては、本年度中に計画策定を進めていきたいと考えております。

7点目でございますけれども、文化財の管理の状況と方法についてと、それからまた、具体的な内容でございますが、武蔵野大学北側、東側の角になりますけれども、交差点の馬頭観音塔の破損についてと、ちょっと具体的な御質問があったんですが、指定文化財の管理につきましては、これは、担当の方で台帳をしっかりと整えて、日ごろ、保存に必要な措置を講じているところでございますけれども、今回の交通事故、車がぶつかったんですが、交通事故によって破損している馬頭観音につきましては、無指定で管理者等も不明な状況でございます。しかし、行政といたしまして、この間、保険会社等からの問い合わせがあったわけでございますけれども、できるだけ原状回復するという意思を確認した上で、行政としてできるだけの情報提供やアドバイスをしたところでございます。

最後になりますけれども、8点目でございますが、下保谷図書館を分館として残せないかといった御質問でございますけれども、これにつきましては、保谷駅再開発に伴いまして下保谷図書館を移転するといった事業に関連した内容の質問でございますが、この下保谷図書館を残す計画は現在のところはございません。図書館としては、下保谷の図書館に限らず、そこにあります児童館、そういったものを含めまして、あと、学校の図書室等、日ごろ協力支援事業を行っておりますけれども、今後も、協力事業につきましては、関係部署とも協議しながら児童への読書サービスの環境整備を図っていきたいと考えているといった答弁内容となっております。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 図書返却ボックスのことですが、10月からもう使用開始になったんですか。これは、私も時々利用させていただいてはいますが、開館時間以外には大変便利な方法だと思うんですが、いつも心配なのは、ボックスに本を入れた後、本が傷まないかなと思うんですけど、そういう心配はないですか。

小池中央図書館長 東伏見駅のポストですが、10月1日からお返しいただけるような形で今、改善しております。駅前のポストもそうですが、ポストの床が本の自重でだんだん沈んでいくような形で受けがありますので、思ったほど本の破損はないと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第6 その他、を議題といたします。教育委員会関係全般についての御質問等がございましたら御発言を願います。

大後委員 7月の定例会のときに質問させていただいたんですが、学校開放のことは、校庭開放のことなんですけれども、私も近くの小学校をぐるっと回って実際に目で確かめてみたんですが、校庭開放運営協議会が設置されていないのかなと思う学校が2校あったんですけども、そのほかは学校と連名で表示が出ていましたが、どの学校もやはり5時以降の時間は全然書いていないので、私がこの間質問した思いは、5時以降は開放してはいけないということではなくて、5時以降、地域の特性に合わせて延長ということに実態がなっているならば、表示の方を是非改めてくださいということをお願いしたかったものですから。それで、この間の青少年問題協議会の提言の中にもありますけれども、ブローケン・ウィンドウズ理論というのがここに出っていますが、そういうささいなことで青少年への健全な育成に少しでもかかわれたらいいなと思って、ちょっと気になったものですから伺いました。

宮寺社会教育課長 表示については、本年度から運協があるところで6時までやりたいというような協議がございまして、今年度からその辺の協議があった団体について一部実施しているところもありますので、表示については今後改めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で日程第6 その他、を終わりといたします。

以上をもちまして平成17年西東京市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 5 1 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員